

宇都宮市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、下記の財政援助団体等について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

記

- 1 宇都宮市老人クラブ連合会
- 2 社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会
- 3 サイクルススポーツマネージメント株式会社
- 4 特定非営利活動法人グラウンドワーク西鬼怒
- 5 大高商事・紀伊國屋書店・藤井産業共同事業体
- 6 西山文化財愛護会

平成30年10月30日

宇都宮市監査委員 岡 本 典 幸

同 福 田 栄

同 今 井 恭 男

同 五 月 女 伸 夫

平成 30 年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

1 対象団体の選定基準

(1) 財政援助団体

宇都宮市が市単独で補助金，交付金，負担金その他の財政的援助を行っている団体で，当該援助の目的が団体運営に係るもの（24 団体）

(2) 出資・出捐団体

宇都宮市が基本財産，資本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資，出捐している法人（9 団体）

(3) 公の施設の指定管理者

宇都宮市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体（59 団体，116 施設）

2 監査の期間

平成 30 年 6 月 18 日から平成 30 年 10 月 15 日まで

3 監査の実施方法

(1) 予備監査（一次）

- ・すべての団体の所管部局から予備監査の前日までに財政援助団体等監査調査票及び関係書類の提出を受けた。
- ・提出された調査票及び関係書類により予備監査を実施し，必要に応じ関係職員の説明を受けた。
- ・予備監査の結果，公の施設の指定管理者のうち，次の 1 団体において指摘事項に該当するものが認められた。

大高商事・紀伊國屋書店・藤井産業共同事業体（所管課：生涯学習課）

指定管理者について，指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区分して処理しなければならないが，区分を明確にしていなかった。

(2) 本監査対象団体の選定及び監査の方法

ア 本監査対象団体

これまでの監査実施状況及び予備監査（一次）の結果を踏まえ，次の 6 団体を本監査対象団体として選定した。

①財政援助団体

対象団体	宇都宮市老人クラブ連合会
所管課	高齢福祉課

対象団体	社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会
所管課	障がい福祉課

②公の施設の指定管理者

対象施設	宮サイクルステーション
対象団体	サイクルスポーツマネジメント株式会社
所管課	道路保全課

対象施設	西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター
対象団体	特定非営利活動法人グラウンドワーク西鬼怒
所管課	農業企画課

対象施設	宇都宮市立河内図書館
対象団体	大高商事・紀伊國屋書店・藤井産業共同事業体
所管課	生涯学習課

対象施設	うつのみや遺跡の広場
対象団体	西山文化財愛護会
所管課	文化課

イ 監査方法

(ア) あらかじめ団体及び所管課から提出された資料，関係書類をもとに，計算，照合等による監査を行った。

(イ) 関係職員の出席を求め，事務事業の執行について説明を受け，必要に応じ質疑を行った。

第2 監査対象の概要及び結果

監査対象の概要及び結果については，次のとおりである。なお，各表中の数値等の取扱いについて，面積は整数とし，単位未満を切り捨てて表示した。また，金額は千円単位とし，単位未満を四捨五入して表示した。したがって，内訳の計が「合計」の金額と一致しない場合がある。

1 宇都宮市老人クラブ連合会（保健福祉部高齢福祉課）

(1) 監査対象事項

平成29年度に宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金名	宇都宮市老人クラブ連合会運営費補助金
補助金額	3,349千円

(2) 財政援助団体の概要

所在地	宇都宮市中央1丁目1番15号 宇都宮市総合福祉センター5階		
設置目的	市内の老人クラブの育成指導と連絡調整を図り、併せてクラブ活動の充実強化を推進し、老人福祉及び地域福祉の向上発展に寄与することを目的とする。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・単位老人クラブ及び地区連絡協議会の育成指導及び連絡調整・老人福祉及び地域福祉の向上発展のための事業・老人クラブ活動についての広報活動・関係機関及び関係団体との連携・その他目的達成のために必要な事業		
収支概要 (千円)	区 分	金 額	うち補助金額
	収入総額	8,186	3,349
	支出総額	8,186	3,349
	収支差額	0	

(3) 監査の結果

宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(4) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

運営費に対する補助と事業費に対する補助に区分するなど、補助金がどの経費に充当されているのかが明確となるよう検討されたい。

イ 団体に対するもの

既存クラブの維持存続を図るほか、声かけ運動や未設置自治会への新規クラブの立ち上げなど、更なる加入促進に努められたい。

2 社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会（保健福祉部障がい福祉課）

(1) 監査対象事項

平成29年度に宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金名	宇都宮市障害者福祉会連合会運営補助金
補助金額	8,211千円

(2) 財政援助団体の概要

所在地	宇都宮市中央1丁目1番15号 宇都宮市総合福祉センター3階
設置目的	この社会福祉法人は、宇都宮市の障がい者を主体とする団体等をもって構成し、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的

	に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業（同行援護事業，移動支援事業，手話通訳者派遣事業） ・公益事業（福祉機器等の販売事業，工賃向上等支援事業，日中一時支援（放課後支援型）事業ほか） 		
収支概要 (千円)	区 分	金 額	うち補助金額
	収入総額	63,469	8,211
	支出総額	62,606	8,211
	収支差額	863	

(3) 監査の結果

宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について，指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(4) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

団体に対し，補助金の充当先が収支報告の中で明確となるような工夫をするよう指導されたい。

3 サイクルスポーツマネージメント株式会社（建設部道路保全課）

(1) 監査対象事項

平成 29 年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宮サイクルステーション		
所在地	宇都宮市川向町 1 番 48 号		
設置目的	自転車の魅力を発信し，利用を促進するとともに，自転車の特性を生かした快適な移動手段及び休憩場所等を提供し，利用者の利便に供するため。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の利用者に対する施設及び附属設備の提供 ・レンタサイクルの貸出し ・自転車に関する情報の提供 ・その他サイクルステーションの目的を達成するため必要な事業 		
敷地面積	115 m ²	延床面積	54 m ²
施設内容	フロア（休憩スペース・受付所含む）39 m ² ，更衣室（男女各 1 室）7 m ² ，シャワー室（男女各 1 室）2 m ² ，レンタサイクル貸出所（ウッドデッキ）10 m ²		

収支概要 (千円)	指定管理料	9,456
	使用料収入	58
利用実績 (のべ人数)	5,231人	

(3) 指定管理業務の収支状況

(千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入 の部	施設管理に係る収入	9,456			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	227	
	計	9,456	計	227	9,683
支出 の部	施設管理に係る経費	9,802			
	指定事業に係る経費	109	自主事業に係る経費	131	
	計	9,911	計	131	10,042
収支 差額		△455		96	△359

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

ア 所管課に対するもの

(ア) 指定事業と自主事業について、明確に区分し、団体に対し適切に指導監督すべきところ、していなかった。

(イ) 指定管理者の経理事務についての指導監督を適切に行っていなかった。

イ 団体に対するもの

(ア) 指定事業と自主事業について、明確に区分しておくべきところ、していなかった。

(イ) 施設を目的外に使用する自主事業を行う場合、目的外使用許可をとるとともに、使用料を納付しなければならないが、許可をとっておらず、使用料も納付していなかった。

(ウ) 会計帳簿は、支出証拠書類に基づき適正に作成しなければならないが、水道費の支出において、根拠のない水道費が計上されていた。また、領収書の大半を紛失していた。

(エ) 支出において、通信運搬費から支出するものを備品購入費から支出するなど、適正な支出項目から支出していないものがあった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

- (ア) 指定管理者の経理事務が適正に執行されるよう指導監督を徹底されたい。
- (イ) 利用者のニーズに対応した、施設設備の魅力向上について検討されたい。
- (ウ) 利用者のニーズに対応した情報を適時適切に提供できるよう、指定管理者と連携を図りながら、市民サービスの向上に努められたい。

イ 団体に対するもの

- (ア) 経理事務については、経理規程を整備するなど、所管課の指導を仰ぎながら、適正に執行されたい。
- (イ) 所管課とともに、施設やレンタサイクル等の利用促進、利用拡大の方策について検討されたい。
- (ウ) 利用者のニーズに対応した情報を適時適切に提供できるよう、関係機関と連携を図りながら、市民サービスの向上に努められたい。

4 特定非営利活動法人グラウンドワーク西鬼怒（経済部農業企画課）

(1) 監査対象事項

平成 29 年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター		
所在地	宇都宮市白沢町 2411 番地		
設置目的	農村地域の地域資源の調査，研究，保全等を行い，生活の現場である自然環境及び地域社会を整備し，改善する創造活動を行う。		
業務内容	・ 条例に基づく使用許可・使用許可の取り消し，使用料の徴収・使用料の還付・使用料の減免に関すること。 ・ 施設及び設備の維持管理に関すること。 ・ 施設を利用した自然環境保全再生のための事業や環境に関する学習の企画及び実施，並びに農村と都市住民との交流事業を行うこと。 ・ その他施設の目的を達成するために必要な事業		
敷地面積	206 m ² (白沢公園 14,877 m ²)	延床面積	206 m ²
施設内容	研修室 (定員 40 人) 57 m ² , 学習室 (定員 15 人) 21 m ² , 和室 (定員 12 人) 13 m ² , 管理室 14 m ²		
収支概要 (千円)	指定管理料		3,934
	使用料収入		64
利用実績 (のべ人数)	9,935 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	3,934			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	0	
	計	3,934	計	0	3,934
支出の部	施設管理に係る経費	3,614			
	指定事業に係る経費	0	自主事業に係る経費	0	
	計	3,614	計	0	3,614
収支差額		320		0	320

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

ア 所管課に対するもの

施設の使用許可及び使用料の徴収事務について、適正に実施されているか確認し、指導すべきところ、確認を怠り、事務処理の誤りがあったにもかかわらず指導していなかった。

イ 団体に対するもの

施設の使用許可及び使用料の徴収事務について適正に実施すべきところ、事務処理を誤っているものがあった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

(ア) 施設の使用許可及び使用料徴収に係る事務の適正化が図られるよう、関係規程等を整備し、使用許可申請書等の様式を定めるとともに、事務フローの見直しを図り、指定管理者に対し指導監督されたい。

(イ) 指定管理者と連携を図りながら、和室の活用や、夜間の対応などの効率的な施設の運用を図るなど、利用促進の方策について検討されたい。

(ロ) 指定管理者に対し、自主事業に係る経理の適正な処理について指導監督し、事業の内容や収支について事業報告書に明示するなど指導されたい。

イ 団体に対するもの

(ア) 所管課の指導を仰ぎながら、施設の使用許可及び使用料徴収に係る事務の適正化を図られたい。

(イ) 所管課と連携を図りながら、和室の活用や、夜間の対応などの効率的な施設の運用を図るなど、利用促進の方策について検討されたい。

(ウ) 自主事業に係る経理の適正処理に努め、事業の内容や収支について事業報告書に明示するなど改善を図られたい。

5 大高商事・紀伊國屋書店・藤井産業共同事業体（教育委員会生涯学習課）

(1) 監査対象事項

平成 29 年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市立河内図書館		
所在地	宇都宮市中岡本町 3397 番地		
設置目的	地域住民が気軽に利用できる地域密着型図書館として、市民の読書活動や学習活動、地域の課題解決等を支援することを目的とする。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資料及び情報の収集及び提供に関すること。 ・調査相談への対応に関すること。 ・市民の読書活動推進に関すること。 ・施設及び設備の維持管理に関すること。 ・その他施設の目的を達成するために必要な業務 		
敷地面積	4,983 m ²	延床面積	1,614 m ²
施設内容	一般書架 470 m ² , 児童書架 233 m ² , 軽読書スペース・和室 103 m ² , 展示スペース 58 m ² , 事務室・作業室 75 m ² , 集会室（定員 40 人）84 m ² , 閉架書庫 126 m ²		
収支概要 (千円)	指定管理料		48,217
	使用料収入		0
利用実績 (のべ人数)	168,561 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	48,217			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	350	
	計	48,217	計	350	48,567
支出の部	施設管理に係る経費	47,289			
	指定事業に係る経費	123	自主事業に係る経費	115	
	計	47,412	計	115	47,528
収支差額		805		235	1,039

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

ア 所管課に対するもの

指定管理者に対し、指定事業と自主事業の経理の区分を明確にするなどの指導監督を適切に行っていないかった。

イ 団体に対するもの

「図書館まつり」の催事に係る収支については、自主事業に係る収支とすべきところ指定事業の収支と記載していた。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

利用者が減少している現状を踏まえ、地域のボランティア団体との連携やスポーツ関連図書の収集などの特色ある取組を引き続き推進するとともに、駐車場不足への対応など利便性の向上を図ることにより、更なる利用促進に努められたい。

イ 団体に対するもの

利用者が減少している現状を踏まえ、所管課と連携し、利用者のニーズの把握やサービスの向上を図るなど、更なる利用促進に努められたい。

6 西山文化財愛護会（教育委員会文化課）

(1) 監査対象事項

平成 29 年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	うつのみや遺跡の広場		
所在地	宇都宮市上欠町 151 番地 1		
設置目的	国指定史跡である根古谷台遺跡の恒久的な保存と併せ、遺跡を広く市民に公開し、郷土の歴史と文化に対する関心を高め、教育、学術及び文化の振興を図ること。		
業務内容	・屋外、屋内展示物の維持管理、軽修繕に関すること。 ・観覧者への案内、解説等の便益提供に関すること。 ・観覧者に対する危険、禁止事項の指導、監督に関すること。 ・観覧者数の把握及びその報告に関すること。 ・その他施設の管理に関すること。		
敷地面積	17,609 m ²	延床面積	379 m ²
施設内容	ガイダンス施設棟 249 m ² 、四阿棟 93 m ² 、便所棟 36 m ²		
収支概要 (千円)	指定管理料		2,681
	使用料収入		—

利用実績 (のべ人数)	19,055 人
----------------	----------

(3) 指定管理業務の収支状況

(千円)

	指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支	総括
収入の部	施設管理に係る収入	2,681	
	指定事業に係る収入	—	自主事業に係る収入 920
	計	2,681	計 920
支出の部	施設管理に係る経費	2,664	
	指定事業に係る経費	—	自主事業に係る経費 136
	計	2,664	計 136
収支差額	17	783	800

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

ア 所管課に対するもの

指定管理者の経理事務についての指導監督を適切に行っていなかった。

イ 団体に対するもの

(ア) 人件費について、指定管理業務に係る支出と自主事業に係る支出を区分して処理しなければならないが、区分していなかった(4人, 3件)。

(イ) 支出伺や会計帳簿について、適正に作成しなければならないが、支出伺の作成漏れ及び会計帳簿の記載漏れがあった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

指定管理者と連携を図りながら、施設の魅力を発信することなどにより、来訪者の拡大に努められたい。

イ 団体に対するもの

所管課と連携を図りながら、施設の魅力を発信することなどにより、来訪者の拡大に努められたい。